資料1

事務局説明資料

平成27年11月16日 金融庁総務企画局

仮想通貨に関する国際的な動向

● G7エルマウ・サミット 首脳宣言 (「テロ資金対策」関連部分抜粋)(H27.6.8)

テロとの闘い及びテロリストへの資金供与はG7にとっての主要な課題である。我々は、迅速にかつ断固として行動し続け、協調した形での行動を強める。特に、我々はテロリストの資産凍結に関する既存の国際的枠組みを効果的に履行するとのコミットメントを再確認し、G7各国間での国境を越えた資産凍結要請を円滑化する。我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。我々は、金融活動作業部会(FATF)により行われている活動の重要性を再確認し、この活動に積極的に協力することにコミットする。我々は、強固なフォローアップ・プロセスを通じたものを含め、FATFの基準の効果的な履行を確保するために努力する。

- FATF(金融活動作業部会)の仮想通貨に関するガイダンス(H27.6.26公表)の概要
 - 各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所(exchanger)に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

(参考)FATF(金融活動作業部会)

- 1989年、マネロン・テロ資金対策の国際基準(FATF勧告)作りを行うための多国間の枠組みとして設立。
- ・ FATF勧告は、世界190以上の国・地域に適用。FATF勧告の履行状況は加盟国間で相互審査がなされ、その際に特定された不備事項の改善状況についてフォローアップがなされる。

海外における規制の概要

- 国際的な要請を満たすためには、仮想通貨の交換所に対して、犯罪収益移転防止法上のマネロン・テロ資金供与規制(本人確認義務や疑わしい取引の届出等)を課す必要がある。
- なお、各国の規制のスタンスは、以下のとおり。
 - 仮想通貨の使用を禁止(ロシア)
 - マネロン・テロ資金供与規制を導入・検討中(米国(連邦)、英国、カナダ、シンガポール)
 - ▼ マネロン・テロ資金供与規制に加えて、利用者保護のための規制を導入(下記参照)

(参考) 利用者保護のための規制を導入している主要国における規制の概要

	米国(NY州)	ドイツ	フランス	スイス	
根拠法	NY州行政規則 (免許制)	銀行法 (免許制)	通貨金融法典 (免許制)	銀行法 (免許制)	
顧客への情報提供(契約内容等)	0	0	0	(注2)	
顧客資産の分別管理	0	〇(注1)	0	(注2)	
体制整備(セキュリティ・内部管理等)	0	0	0	0	
帳簿書類の作成、事業報告書の提出	0	0	0	0	
外部監査(財務諸表監査)	0	0	0	0	
財務規制	(最低資本金は、事業者毎に当局が設定)	〇 (注3) (最低資本金は、5万~500万ユーロ)	〇 (注3) (最低資本金は、2万~12 5万ユーロ)	〇 (注3) (最低資本金は、1,000万スイスフラン)	
報告徴求、検査、業務改善命令等	0	0	0	0	

⁽注1) ドイツ証券取引法 (Securities Trading Act) において、分別管理に係る規定あり。

⁽注2) 同法において規定なし。

⁽注3) ドイツ・スイスは、最低資本金規制に加え、自己資本比率規制あり。フランスは、当初の最低資本金規制に加え、業務継続中の財務要件がある。

MT GOXの事案について

1. 会社概要・破産までの経緯

(出所:同社及び債権者集会の資料)

会社概要	時期	破産までの経緯
業務内容:ビットコインの交換所	2014/2	〇 同社サイトへのアクセスを全面停止
代表者:カルプレス・マルク・マリ・ロベート 所在地:東京都渋谷区 設立:平成23年8月	2014/2	○ 債務超過の状況にあると判断し、東京地裁に民事再生手続開始の申立て、同日受理 ※ 同社記者会見によると、債権者は約12万7000人(うち、日本人は0.8%程度)
	2014/4	○ 東京地裁、同社の民事再生手続開始の申立てを棄却 ※ 以下の理由により、「再生計画案の立案及びその可決又は認可は困難と判断」(同社資料より) ・ ビットコインの消失や預金残高の不足等の事実関係に関する調査には未だ時間を要する見込み ・ 現時点では事業再開の見込みも立たず、また、スポンサーの具体的な選定作業にも未着手
	2014/4	〇 東京地裁、同社の破産手続開始を決定

2. 資産・負債の状況

(出所:債権者集会の資料)

- 〇 破産手続開始時点の資産:約39億円、負債:約87億円(約48億円の債務超過)。[ビットコインは除く]
- 〇 破産手続開始時点の顧客からの預かり金:約<u>82億円</u>、銀行預金残高:約<u>8億円(他社への預け金の回収等により、現在の破産財団の額は約12億円[本年9月時点])。</u>
- 破産手続開始時点の帳簿上のビットコイン約85万BTC(うち、顧客から預かっていたビットコイン約75万BTC)。現在、破産管財人が管理するのは約20万BTC(約65万BTCの不足)。
- ※ 同社代表者は、以下の容疑で逮捕 (出所:各社報道)
 - 2015/8 私電磁的記録不正作出・同供用(社内システムを不正操作し、自分名義のウォレット残高を水増しした疑い)
 - 2015/8 業務上横領(顧客がビットコイン売買のために預けた資金を着服した疑い)
 - 2015/10 上記と別の業務上横領(顧客がビットコイン売買のために預けた資金を着服した疑い)